「金額・株数指定取引説明書」の改訂にかかる新旧対照表

２０１９年７月

２０１９年７月５日付で掲載しておりました新旧対照表において、修正不要の箇所がございましたので、訂正して再掲載いたします。

（下線部分を追記または修正）

旧説明書記載箇所	旧	新
【１０ページ】 第２章　有価証券の取扱い ２．有価証券の受渡方法 （２）受渡日	（略） 約定日から起算して４営業日目が受渡日となります。 （略）	（略） 約定日から起算して<u>３営業日目</u>が受渡日となります。 （略）
【１４ページ】 第２章　有価証券の取扱い ４．自動振替 （４）自動スイング機能の切換えタイミング	（略） 例えば、上記（自動スイング選択期間の具体例）において、２月２２日の午後５時までに自動スイング機能を「ＯＦＦ」から「ＯＮ」に切換えを行った場合、翌月の月初（３月１日）に権利確定日を迎える銘柄については、当該銘柄の権利付売買最終日の明朝５時（２月２５日午前５時）において、「金株口座」で保有する当該銘柄の最低売買単位の整数倍となる数量が「保護預り口座」へ自動的に振替（自動スイング）が行われることとなります。 （略）	（略） 例えば、上記（自動スイング選択期間の具体例）において、２月２２日の午後５時までに自動スイング機能を「ＯＦＦ」から「ＯＮ」に切換えを行った場合、翌月の月初（３月１日）に権利確定日を迎える銘柄については、当該銘柄の権利付売買最終日の明朝５時（<u>２月２８日午前５時</u>）において、「金株口座」で保有する当該銘柄の最低売買単位の整数倍となる数量が「保護預り口座」へ自動的に振替（自動スイング）が行われることとなります。 （略）
【１５ページ】 第２章　有価証券の取扱い ５．自動スイング機能を「ＯＮ」とした場合の取扱い （１）「自動スイング」の対象となる有価証券持分等	（略） （略）	（略） 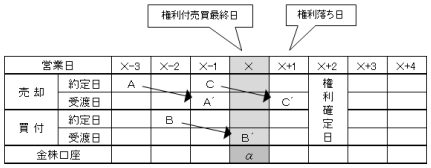 （略）

旧説明書記載箇所	旧	新
【１６ページ】 第２章　有価証券の取扱い ６．単元株振替停止期間	（略） （略）	（略） （略）
【１６ページ】 第２章　有価証券の取扱い ６．単元株振替停止期間	（略） 単元株振替については、「単元株振替停止期間」が設けられています。 単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日（Ｘ）の１７時以降から権利付売買最終日の４営業日後にあたる効力発生日（Ｘ＋４）の午前５時までの期間において振替を行うことはできません。 （略）	（略） 単元株振替については、「単元株振替停止期間」が設けられています。 単元株振替の対象となる銘柄が「配当落ち」または「権利落ち」となる場合は、当該銘柄の権利付売買最終日（Ｘ）の１７時以降から権利付売買最終日の３営業日後にあたる効力発生日（Ｘ＋３）の午前５時までの期間において振替を行うことはできません。 （略）
【５０ページ】 第５章　金額・株数指定取引におけるリスク ６．単元株振替および自動振替にかかる免責事項	（略） 以上 （２０１９年２月）	（略） 以上 （２０１９年７月）

以上